

令和4年(ネ)第287号 大垣警察市民監視国家賠償、個人情報抹消請求控訴事件

控訴人兼被控訴人 [REDACTED] 名

被控訴人兼控訴人 岐阜県

被控訴人 国

証拠申出書に対する意見書2

令和5年10月30日

名古屋高等裁判所民事第2部Cd係 御中

被控訴人国指定代理人 長尾武明

長尾正樹

木村美香

井澤雄介

高橋賢二

嶺翔士

天野豪

栗野将彰

被控訴人国は、本意見書において、被控訴人国の令和5年9月15日付け証拠申出書に対する意見書を補充する。

なお、略語の表記は、本書面において新たに定義するほか、被控訴人国の従前の例による。

1 意見の趣旨

一審原告らの申請に係る高橋氏の証拠申出については、尋問を実施する必要性がないことが明らかであるため、速やかに却下されるべきである。

2 意見の理由

(1) 警察庁長官は、御庁の令和5年9月28日付け「民事訴訟法191条1項の承認請求について」に対し、同年10月27日、「1 証人自身について（①証人の経歴、警察庁警備局長としての在任期間）」（以下「尋問事項1」という。）については、尋問を承認し、その余の尋問事項については、これを証言によって明らかにすることにより、今後の警察活動に著しい支障を及ぼすおそれがあり、民訴法191条2項に規定する公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがある場合に当たることから、尋問の承認を拒絶する旨の回答をした。

承認拒絶の要件の判断権者は、裁判所ではなく、監督官庁であり、監督官庁が承認を拒絶する場合、裁判所はこれを受容するほかないとされているから（秋山幹男ほか著・コンメンタール民事訴訟法IV〔第2版〕183ページ）、一審原告らの申請に係る高橋氏の証拠申出について、監督官庁の承認が得られたのは、尋問事項1のみであることが確定した。

(2) そして、被控訴人国は、本日、高橋氏の経歴、警察庁警備局長としての在任期間に関する書証（丙第1号証）を提出した。高橋氏の経歴は慣行として公にされているから、同書証の正確性は容易に確認することができ、高橋氏の証人

尋問によって確認する必要はない。

よって、本件においては、一審原告らの申請に係る高橋氏の証拠申出については、尋問を実施する必要性がないことが明らかとなった。

- (3) なお、一審原告らは、令和5年6月30日付け控訴第9準備書面（以下「一審原告ら控訴第9準備書面」という。）において、民訴法191条の「職務上の秘密」該当性の判断権が裁判所にあること等を主張するが、かかる主張は一審原告らの独自の見解にすぎない（一審原告らは、一審原告ら控訴第9準備書面第2の3（9ページ）において、「判断権が裁判所にあるとする学説（括弧内省略）の代表的な論者は、伊藤眞東京大学名誉教授である」と述べるが、伊藤眞は、前掲秋山ほか著・コンメンタール民事訴訟法IV〔第2版〕の著者の一人である。）。

また、公務員であった者（高橋氏は、現在公職に就いていない。）は、職務上の秘密につき監督官庁の承認のないことを理由に証言を拒絶することができる上（前掲秋山ほか著・コンメンタール民事訴訟法IV〔第2版〕174ページ）、監督官庁の承認が得られていないのに「職務上の秘密」に属する事項を明らかにした場合には国家公務員法100条1項に違反することになり得るから（刑事罰の対象になり得る。同法109条12号）、高橋氏が尋問事項1以外の事項について証言することは事実上あり得ない。仮に、御庁が高橋氏の証人尋問を採用し、一審原告らに対し、一審原告ら控訴第9準備書面第3（22及び23ページ）記載の尋問方法を許可したとしても、高橋氏は、尋問事項1以外の事項に関する尋問については証言を拒絶することになる。にもかかわらず、御庁がそのような尋問を許し、一審原告らの尋問に対して高橋氏が証言を拒絶することを繰り返せば、高橋氏が正当な理由で証言を拒絶しているにもかかわらず、不当な理由により証言を拒絶しているかのような印象を傍聴人に抱かせるおそれがあり（本件では、マスコミや一審原告らの支援者と思われる者等が多数傍聴している。）、高橋氏が誹謗中傷を受けるおそれすら否定できず、弊害

が著しいといわざるを得ない。

御庁は、そのような証人尋問を許すべきではない。

- (4) 一審原告らの申請に係る高橋氏の証拠申出については、尋問を実施する必要性がないことが明らかであるため、速やかに却下されるべきである。

以 上

令和4年(ネ)第287号 大垣警察市民監視国家賠償、個人情報抹消請求控訴事件

控訴人兼被控訴人 [redacted] 名

被控訴人兼控訴人 岐阜県

被控訴人 国

証 拠 説 明 書 (1)

令和5年10月30日

名古屋高等裁判所民事第2部Cd係 御中

被控訴人国指定代理人 長尾武明

長尾正樹

木村美香

井澤雄介

高橋賢二

嶺 翔士

天野 豪

栗野将彰

(注) 略語等の記載は、被控訴人国の従前の例による。

書証 番号	標 目 (作成者)	作 成 年月日	立証趣旨
丙 1	経歴確認結果報告書 (被控訴人国指定代理人)	原本 令和 5.10.23	高橋氏の経歴

丙第1号証

令和5年10月23日

名古屋高等裁判所民事第2部Cd係 御中

被控訴人国指定代理人

嶺 翔 士

経歴確認結果報告書

名古屋高等裁判所令和4年(ネ)第287号大垣警察市民監視国家賠償、個人情報抹消請求控訴事件につき、高橋氏の経歴について確認した結果は下記のとおりであるから報告する。

なお、略語の記載は、被控訴人国の従前の例による。

記

- 1 確認年月日
令和5年10月23日
- 2 確認先
警察庁長官官房人事課
- 3 確認者
被控訴人国指定代理人 嶺 翔士
- 4 確認結果
別紙のとおり

以上

別紙

高橋 清孝

【略歴】

昭和55年	4月	採用
昭和58年	8月	鹿児島県警察本部刑事部捜査第二課長
昭和60年	3月	宮城県警察本部刑事部捜査第二課長
昭和61年	8月	運輸省地域交通局自動車業務課補佐官
昭和63年	7月	大阪府箕面警察署長
平成2年	4月	沖縄県警察本部警務部長
平成3年	8月	警察庁刑事局保安部外勤課理事官
平成4年	4月	警察庁刑事局保安部地域課理事官
平成5年	3月	埼玉県警察本部地域部長
平成6年	9月	警視庁総務部広報課長
平成8年	2月	警視庁警備部警備第一課長
平成10年	3月	警察庁警備局公安第二課警衛室長
平成12年	8月	大阪府警察本部警備部長
平成14年	8月	沖縄県警察本部長
平成16年	8月	警察庁警備局警備課長
平成19年	8月	北海道警察本部長
平成20年	8月	警視庁警備部長
平成21年	9月	内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付） 兼内閣官房危機管理審議官 兼内閣官房情報セキュリティセンター副センター長
平成23年	8月	警視庁副總監 警視庁犯罪抑止対策本部長事務取扱
平成25年	1月	警察庁警備局長 （平成25年1月25日～平成27年8月3日）
平成27年	8月	警視總監 （平成28年9月20日辞職）